

# 利用約款

ニューしのつゴルフ場（以下ゴルフ場という。）はお客様が快適にお過ごし頂くため利用約款を定めております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 第1条

- 1 お客様は本約款を確認の上、プレー15分前迄にフロントにて所定の手続きを受けて下さい。なお、キャディーバックは、職員が指示したカートにご自身で積んでください。
- 2 自己の意志により、コースを1ホール以上利用した場合は、諸料金支払いの義務を伴う利用契約の成立とみなします。

## 第2条（施設利用のお断り）

- 1 天変地変、施設の故障、補修その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- 2 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
- 3 暴力団員及び暴力的不法行為の恐れのある者と、当ゴルフ場の施設を利用することが好ましくない事由があるとき。

## 第3条（危険防止責任とエチケット、マナーの厳守）

- 1 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、すべて自己の責任においてプレー願います。
- 2 プレーヤーは打球について全責任を負うことといたします。
- 3 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に立たないでください。
- 4 プレーヤーはホールアウト後、直ちにグリーンを去り、次のホールへ進んでください。
- 5 プレーヤーは自らの打球によって出来たと思われるグリーンへのディボットをご自身で修復してください。
- 6 お客様同士が快適なプレーをお楽しみ頂く為に、前の組と間隔をあけないよう心掛けてください。プレーはハーフ2時間以内でお願い致します。
- 7 乗用カートの運転は、運転免許をお持ちの方が行ってください。飲酒運転は禁止です。乗用カートを破損した場合は、実費をお支払い頂きます。

## 第4条（雷鳴、地震、河川増水の場合）

雷鳴、地震、河川増水が発生した場合は直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所へ避難してください。

第5条（違反の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、又は自身が違反して損害等の被害を受けた場合は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第6条（クラブ等の確認）

プレーヤーはプレーする直前及びプレー終了後、ゴルフクラブをお確かめください。確認不足、瑕疵について当ゴルフ場は責任を負いません。

第7条（盗難、損傷事故について）

ゴルフクラブ、靴、バック等の携帯品や駐車場の盗難事故について当ゴルフ場は責任を負いません。

第8条（遺失物の処理）

遺失物の法令に基づいて取り扱いさせていただきます。